

# STOP!

これ以上、墜落・転落災害による被災者を出さないために！

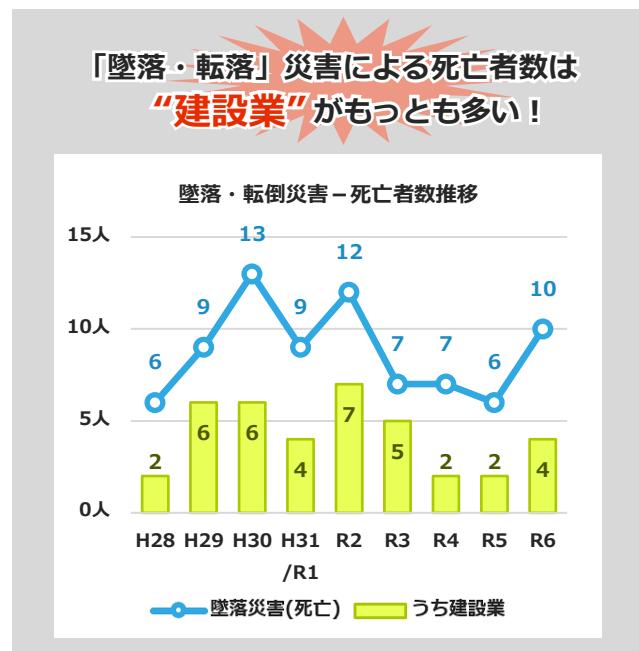
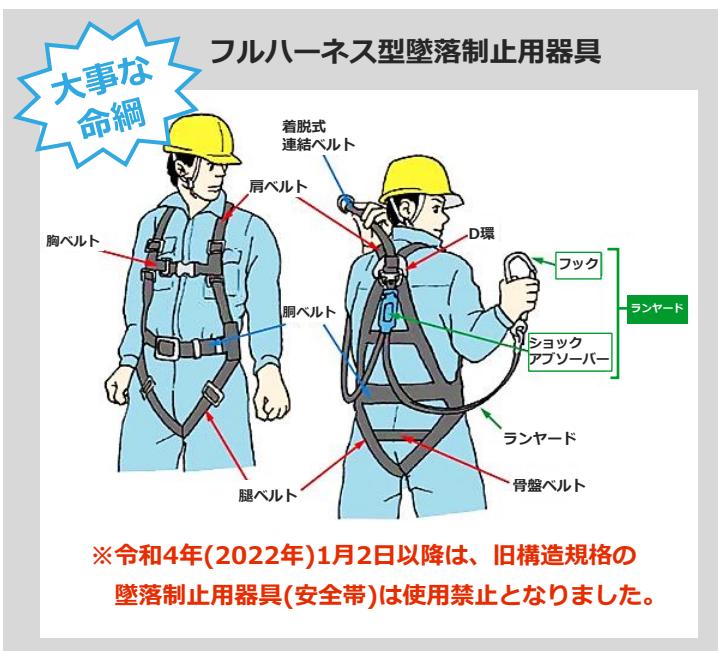
# 墜落・転落災害を根絶しよう！

- 多発する墜落・転落災害の根絶に向けた確実な取組 -

**命** を守るため、必ず 墜落制止用器具を使用しましょう！！

「墜落・転落」災害は、墜落防止対策が講じられないことで発生します。高所から墜落すると死亡したり、身体に障害が残る等の重篤な災害になることがあります。

しかし、高所作業は危険を伴う作業であるにも拘わらず、未だに“墜落制止用器具（安全帯）を装着しない”、“装着してもフックを掛けない”、なかには“ヘルメットを被らない”状況もみられます。労働者を高所作業に従事させる事業主の皆様、高所作業に従事する労働者の皆様、労働者を直接指揮監督する職長や作業主任者の皆様、それぞれの立場に応じた責任や職務において確実な墜落防止対策を実行し、高所作業に従事する“働く人”的命を守ってください。



高所作業を行う場合は、

POINT①

「墜落制止用器具」(安全帯)のフック(コネクタ)を必ず、丈夫な設備に掛けましょう！



「職長」、「作業主任者」等は、

POINT②

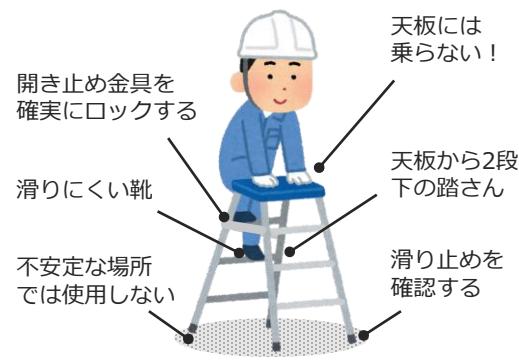
労働者を指揮監督する重要な役割をもつ  
「安全のキーマン」です。墜落制止用器具  
の使用状況をしっかり確認しましょう！



兵庫労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/newpage\\_00002.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00002.html)

## 脚立作業時の注意事項



兵庫労働局・県下労働基準監督署

# 足場からの墜落防止措置が強化されます

## ① 一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

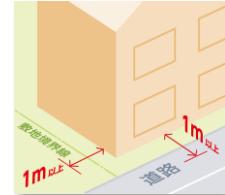
R6.4.1施行

**幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。**

- 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

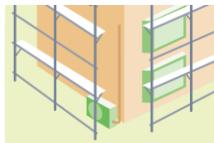
足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

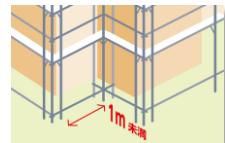


- 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



建築物の外縁が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

## ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1施行

**事業者及び注文者が足場の点検（つり足場含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。**

- 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

- 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、



- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

点検者職氏名（ <input type="text"/> ）	
足場等の種類別点検チェックリスト（ <input type="checkbox"/> ）是用（ <input type="checkbox"/> ）	
足場等点検チェックリスト	
工事名（ <input type="text"/> ）	工場（ <input type="text"/> ～ <input type="text"/> ）（ <input type="checkbox"/> ）
点検者職氏名（ <input type="text"/> ）	点検日（ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日）
点検実施理由（ <input type="text"/> ）（ <input type="checkbox"/> ）	
点検等の用意、備品、既成（ <input type="checkbox"/> ）	
点検等の用意、備品、既成（ <input type="checkbox"/> ）	

## ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1施行

**足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。**

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

お問い合わせ先

兵庫労働局 労働基準部 安全課 または最寄りの労働基準監督署まで

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階

TEL : 078-367-9152 / FAX : 078-367-9166 (R7.4)